

林道事業採択基準

(1) 国庫補助事業

事業区分		採 択 基 準
森林管理道	開 設	1. 利用区域森林面積 50ha以上（ただし、過疎地域にあたっては、30ha以上） 2. 開設効果指数 0.9以上 3. 全体計画延長 1.0km以上（ただし、利用区域森林面積が30ha以上50ha未満の場合は0.8km以上）
	改 良	1. 利用区域森林面積 50ha以上（ただし、過疎地域にあたっては、30ha以上） 2. 開設効果指数 0.9以上 3. 1箇所事業費 900万円以上
	舗 装	1. 利用区域森林面積 500ha未満 2. 総事業費 2,400万円以上
林業専用道	開 設	1. 利用区域森林面積 10ha以上（ただし、国補林道災害復旧事業の対象は30ha以上） 2. 開設効果指数 0.9以上 3. 全体計画延長 0.2km以上

※ 地方創生道整備推進交付金の採択基準は、国庫補助事業に準じる。

(2) 県単独林道事業

事業区分	採 択 基 準
開 設 事 業	1. 利用区域森林面積 30ha以上 2. 利用区域内の現有蓄積 15m ³ 以上 3. 1路線当りの工事費 500万円以上

<p>改 良 事 業</p>	<p>橋梁改良</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既設林道に架設された木橋で、その機能が喪失、又は著しく低下しているものを永久橋に架け替える工事 2. 1橋当りの工事費 50万円以上 <p>局部改良</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既設林道の勾配及び曲線の修正、又は配水施設、防護施設、路側施設等の新設又は改築工事、工事を行う総延長がおおむね250m以下の路面又は舗装の改良工事 2. 1路路線当りの単年度工事費 50万円以上
<p>舗 装 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国補林道開設事業又は県単独林道事業によって開設された林道で、舗装を必要とする延長がおおむね500m以上あり、1日当たり交通量が30台以上ある路線であって、次の各号に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 2以上の市町村の区域にわたって開設され、連絡線形をなしているもの (2) 同一市町村において、2以上の集落にわたって開設され、連絡線形をなしているもの (3) 突っ込み線形林道であって、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 起点からおおむね250m以上の沿線に人家がおおむね5戸以上あるもの イ 起点からおおむね250m以上の沿線に農地がおおむね3ha以上あるもの ウ 起点からおおむね250m以上の沿線に公共施設等があるもの (4) その他知事が特に必要と認めるもの
<p>周 辺 施 設 整 備 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設・改良事業と合わせて実施する案内板、遊歩道、休憩施設、消火施設、修景植栽、作業拠点等を整備する工事 2. 1路線当りの単年度工事費 50万円以上